# 第1回広島市都市計画審議会議事録

事務局都市計画課

# 第1回広島市都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成12年7月18日 午後1時30分
- 2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室
- 3 出席委員等
- (1) 出席者
  - ア 学識経験者 石川伯廣 高井広行 地井昭夫 大下貢 三上似壠 村岡健二
  - イ 市議会議員 金子和彦 下向井敏 鈩谷君子 多田敏治 松平幹男 柳坪進
  - ウ 県の職員 石本順三
  - エ 市 民 委 員 影山崇人 志々目喜美子 若本幸範
  - 以上 16名
- (2) 欠席者
  - ア 学識経験者 山田知子 岡本友子
  - イ 市議会議員 佐々木壽吉
  - ウ 関係行政機関の職員 久保田荘一(途中 長谷部正和代理出席)
- 4 閉 会 午後3時18分

## 第1回広島市都市計画審議会

事務局(都市計画局次長) 皆様、お待たせいたしました。それでは、ただ今から第 1 回広島市都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、また大変お暑い中お集まりいただき まして誠にありがとうございます。

今回が第1回となっておりますのは、本審議会が都市計画法の改正によりまして、新た に都市計画法に基づく審議会として発足したからでございます。

さっそくではございますが、まず委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。 お手元に資料1として「広島市都市計画審議会委員名簿」をお配りしておりますので、参 照いただきたいと思います。

まず、学識経験者の皆様から紹介をさせていただきます。

石川委員さんでございます。

高井委員さんでございます。

山田委員さんですが、本日は都合により、欠席されております。

次に地井委員さんでございます。

岡本委員さんでございますが、本日は都合により、欠席されております。

大下委員さんでございます。

三上委員さんでございます。

村岡委員さんでございます。

次に、市議会議員の委員の方を50音順で紹介させていただきます。

金子委員さんでございます。

佐々木委員さんでございますが、本日は都合により、欠席でございます。

下向井委員さんでございます。

**鈩谷委員さんでございます。** 

多田委員さんでございます。

松平委員さんでございます。

柳坪委員さんでございます。

次に、関係行政機関の職員である委員の方でございます。

中国地方建設局長の久保田委員さんですが、本日は都合により欠席でございます。

次に、県の職員である委員の方を紹介させていただきます。

広島県警察本部交通部長の石本委員さんでございます。

最後に市民委員の方を50音順で紹介させていただきます。

景山委員さんでございます。

志々目委員さんでございます。

若本委員さんでございます。

なお、志々目委員さんと若本委員さんは、公募により選考された委員でございます。 以上で、委員の皆様の紹介を終わらせていただきます。

さて、本日の議題についてでございますが、先に開催通知で皆さんにお知らせをさせていただいていますとおり、本日の審議会が都市計画法の改正による最初の都市計画審議会でございますので、まず、第1号議案といたしまして、会長及び副会長の選出。次に、第2号議案といたしまして、今後の本審議会の運営に必要となります運営要綱、公開に関する取扱要領の制定及びそれに関します申し合わせ事項をご審議いただきます。そのあと、都市計画の審議案件といたしまして、第3号議案から第6号議案として、西風新都石内学研地区関連の4件でございます。そして最後に、その他の案件といたしまして、都市計画に関する基本的な方針の策定につきまして、ご説明をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、まず会議に入ります前に、まず市長の方から挨拶を申し上げます。

広島市長 市長の秋葉でございます。第1回広島市都市計画審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

2 1世紀に向けて、本市は国際平和文化都市をめざし、水と緑を生かした安全で快適な美しい都市づくり、多様な都市機能を備えた豊かで活力ある都市づくりを進めております。こうした都市づくりに当たっては、都市の将来像や土地利用、都市施設の整備方針等を明確にし、総合的な都市環境の形成に向け、諸施策を展開する必要があります。

また、本年度は地方分権の推進に伴い、国と地方の役割分担が見直され、いわゆる地方分権一括法が施行された最初の年度であります。都市計画の分野におきましても、住民に身近な都市計画はできる限り、地方公共団体が決定するという考え方の下に、特に政令指定都市である本市へは都市計画決定権限の大幅な委譲がなされるとともに、本審議会も都市計画法に基づき法定化されたところでございます。

審議会委員としても学識経験者の方々、市議会議員の方々の外に、新たに関係行政機関として中国地方建設局長、及び県の職員として広島県警察本部交通部長、並びに住民参加の促進の観点から公募による委員も含め、市民委員の方々にご参画いただいたわけでございます。

さらにこの5月には、約30年ぶりに都市計画制度の抜本的見直しを行った都市計画法が改正公布され、公布後1年以内に施行される運びとなっております。新たな時代の変化に対応し、地域が主体となって都市づくりを進めていく上で、本都市計画審議会は益々重要な役割を担うものでございます。

委員各位におかれましては、本市の都市づくりのため、十分なご審議をいただき、貴重なご意見やご示唆を賜りますよう、お願い申し上げまして簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局(都市計画局次長) ありがとうございました。誠に恐縮でございますが市長は 所要によりまして、ここで退席させていただきます。

それでは、早速ですが、第1号議案に入らせていただきます。

第1号議案は、会長及び副会長の選出でございます。本年4月1日から施行された法令に基づく基準により、会長は学識経験のある者について任命された委員の内から委員の方々により定めることとなっております。それでは、この会長が決まるまでの間、議長をどなたかにお願いをいたしたいと存じます。僭越ではございますが事務局の方から、それを提案させていただきたいと思います。

会長は、今申し上げましたとおり学識経験者の中から選出することとなりますので、学 識経験者以外の方が、当面の暫定の議長役が望ましいと思いますので、昨年度まで都市計 画審議会の会長でいらっしゃいました市議会議員の柳坪委員さんにお願いさせていただけ たらと存じますが、いかがでございましょうか。

#### 全委員 異議なし

事務局(都市計画局次長) それでは、異議がないようでございますので、柳坪委員さんにお願いいたします。委員さん、議長席の方へ、よろしくお願いいたします。

柳坪議長 それでは、会長が決まりますまで、議長を務めさせていただきます。

本日、ご出席いただいております委員の方は、20名中、16名でございます。委員の2分の1以上の出席がございますので、広島市都市計画審議会条例第6条第2項に基づきまして、本審議会は成立しております。

それでは、第1号議案の会長及び副会長の選出に入りたいと思います。

まず、会長の選出方法につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局(都市計画課長) 都市計画課長でございます。それでは、会長の選出方法につきまして、ご説明をいたします。

お手元にお配りしております資料 2 の関係法令を参考にしていただきたいと思います。 資料 2、大見出しの二つ目でございますが「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画 審議会の組織及び運営の基準を定める政令」というのがございます。その第 4 条の会長で ございますが、「学識経験のある者につき任命された委員の選挙によってこれを定める」 とございます。従いまして、当審議会の会長は学識経験者の 8 名の中からご選出いただく わけでございます。選挙の形式といたしまして、投票によることも可能でございますけど も、皆様方にご異議がなければ指名推薦の方法で選出することもできるものでございます。 以上でございます。

柳坪議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、会長は指名推薦の方法で選出する ということでいかがなものでございましょうか。

## 委員全員 異議なし

柳坪議長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。異議ないようでございますので、会長は指名推薦の方法で選出するということにいたします。

それでは、どなたかをご推薦お願いをいたします。

委員 都市交通の問題とか、都市計画分野に長年たずさわっておられ、また、本市の代表監査も務められました石川委員さんにお願いをしてはというふうに思いますが、いかがでしょうか。

柳坪議長 ただ今、石川委員さんをご推薦する旨のご発言がございましたが、いかがな ものでございましょうか。

#### 全委員 異議なし

柳坪議長 よろしゅうございますか。それでは、異議ないようでございますので、会長 は石川委員さんに決定させていただきます。

会長が決まりましたので、交代をいたします。ご協力ありがとうございました。

それでは、石川会長さん、よろしくお願いいたします。

事務局(都市計画局次長) それでは、石川会長さん、会長席へお移りください。お願いいたします。

会長 ただ今、会長の大役を仰せつかりました石川でございます。

広島市の都市づくりにおきましては、ソフト・ハードの両面にわたり、広範に及ぶ基幹的かつ具体的な施策に係わる当審議会の役割というのは誠に重大でございまして、会長として責任の重さを痛感しているところでございます。何分にも微力ではございますが、この重責を果たすべく精一杯務めてまいりたいと存じますので、委員各位の皆さんのご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。あと座らせて進行させていただきます。

それでは、副会長の選出に入らせていただきたいと存じます。

副会長の選出方法につきましては、事務局から説明をしていただきたいと思います。

事務局(都市計画課長) それでは、副会長の選出方法につきまして、ご説明いたします。

副会長の選出方法につきましては、先程の資料2の政令には規定されておりませんが、 資料3のお手元にお配りしております「広島市都市計画審議会条例」をご参照いただきた いと思います。当条例は本年4月1日から施行しておりまして、2ページにございます第 5条第3項に「審議会に副会長2人を置き、委員の選挙によってこれを定める。」と規定 しております。また、参考ではございますが、同条第4項により「副会長は、会長を補佐 し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序に より、その職務を代理する」と規定しております。

さて、副会長の選挙でございますが、会長の補佐及び職務を代理する場合もあることから、会長と同様に学識経験者の方の中から選出することが好ましいと考えられます。また、選挙の方法ですが、会長と同様、投票によることも可能ですが、皆様方にご異議がなければ指名推薦の方法で選出することもできるものでございます。以上でございます。

会長 ただ今、事務局から説明がございましたが、指名推薦の方法で選出するということでいかがでございましょうか。

#### 委員全員 異議なし

会長 ありがとうございました。異議がないようでございますので、副会長2名は、学 識経験者の方の中から選出することといたしまして、指名推薦の方法で選出することとい たします。

それでは、どなたか推薦をお願いしたいと思います。どうぞ。

委員 それでは、都市の環境整備、また地域計画など幅広い分野の研究をされており、

また、学会等の要職にもついておいでになる地井委員さんと、またもう1名は、交通また 災害防災計画などの研究をされ、前年まで当審議会のメンバーでもございました高井委員 さん、ご両名にお願いをしてはと思いますが、いかがでございましょう。

会長 ただ今、地井委員さんと高井委員さんをご推薦する旨のご発言がいただけましたが、いかがでございましょうか。

## 委員全員 異議なし

会長 異議なしということでございますので、副会長には地井委員さんと高井委員さんに決定させていただきたいと思います。なお、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときに職務を代理する順序を決める必要がございますので、まず条例によりますと会長が定めた順序によることとなっております。そういうことで私の方から、まず地井委員さん、次に高井委員さんとさせていただきたいと存じます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

事務局(都市計画局次長) それでは、地井委員さん、それから高井委員さん、副会長の席へお移りください。

会長 それでは、続きまして第2号議案「都市計画審議会の運営要綱及び審議会の公開 に関する取扱要領の制定、並びに同取扱要領に係る申し合わせ事項」につきまして、事務 局の説明をお願いいたします。

事務局(都市計画課長) それでは、第2号議案でございます「広島市都市計画審議会 運営要綱」、「広島市都市計画審議会の公開に関する取扱要領」の制定、及び「同取扱要領 に係る申し合わせ事項」につきまして、一括してご説明いたします。

お手元の資料の4「広島市都市計画審議会運営要綱(案)」をお出しください。第1条から、まず一通り読み上げさせていただきます。

#### 広島市都市計画審議会運営要綱(案)

- 第1条(趣旨) この要綱は、広島市都市計画審議会条例第8条の規定に基づき、広島市 都市計画審議会、(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めること を目的とする。
- 第2条(会長及び副会長の選挙) 条例第5条第1項及び第3項の規定による会長及び副会長の選挙は、出席した委員(条例第2条第2項各号に掲げる者につき任命された委員) による指名推薦又は無記名投票の方法によって行うものとする。

第3条(会議の招集) 会議を開催する場合は、審議会開会の日の、少なくとも7日前までに、委員及び議事に関係のある臨時委員にあらかじめ通知するものとする。ただし、会長において急を要すると認めた場合は、この限りでない。

第4条(代理出席) 次表の左欄に掲げる委員に事故あるときは、同表右欄に定める者が代理して審議会に出席し審議に加わることができる。

表

委員:関係行政機関の職員

広島県の職員

臨時委員のうち関係行政機関又は広島県その他これに準じる職員

代理者: 当該委員が委任する

当該機関の職員

第5条(議長) 会長は、会議の議長となる。

第6条(会議の公開) 会議は、公開する。ただし、別に定める場合には非公開とすることができる。

2 前項ただし書きに関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7条(議事録) 会長は、会議の議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長が会議において指名する委員2人が署名押印するものとする。
- 3 議事録は、これを公開する。ただし、前条第1項ただし書きに該当する事項は、この 限りでない。

第8条(雑則) この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

ここで補足説明をさせていただきます。第4条の代理出席の表中の臨時委員でございます。資料3の「広島市都市計画審議会条例」の2ページの第3条第1項を参考にしていただきたいと思いますが、臨時委員とは審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときに置くことができる若干名の委員でございます。

なお、運営要綱の最後の部分の附則でございますけども、この施行日は議決の日からと いたしたいと考えております。

次に、第6条の「会議の公開」に関連することでございますけども、第1項の「非公開とすることができる場合」及び第2項の「会議の公開に必要な事項」につきましては、お手元の資料5の「広島市都市計画審議会の公開に関する取扱要領(案)」を作成いたして

おります。

資料5をお出しください。

まず、一通り読み上げさせていただきます。

## 広島市都市計画審議会の公開に関する取扱要領(案)

- 第1条(趣旨) この要領は、広島市都市計画審議会運営要綱第6条第2項に基づき、広島 市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の会議の公開に関し必要な事項を定めるも のとする。
- 第2条(会議の公開原則) 審議会の会議は、これを公開する。ただし、次の各号に該当するときは、会議を非公開とすることができる。
  - (1) 会議において取り扱う情報が、広島市公文書公開条例第6条各号に該当するとき
  - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき
- 第3条(非公開の決定方法) 議長は、前条ただし書きに該当すると認めるとき又委員から その旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることが できる。ただし、会議に諮ることができない場合は、議長は各委員に非公開とする旨を 確認の上、決定することができる。
- 第4条(傍聴人の数の制限) 議長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 第5条(傍聴席に入ることができない者) 次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1)酒気を帯びていると認められる者
  - (2)引率者のいない12歳未満の者
  - (3)銃器その他危険な物を携帯している者
  - (4)ビラ、プラカード、旗の類及び苗、太鼓その他楽器の類を携帯している者
  - (5)その他審議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者
  - (6)写真機、撮影機、録音機等を携帯している者(事前に議長の許可を受けた者を除 く。)
- 第6条(傍聴人の守るべき事項) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1)会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。
- (2)談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3)はち巻、腕章(報道関係者が着用する腕章は除く。)の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4)飲食又は喫煙をしないこと。
- (5)みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6)会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (7) 傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、録画又は録音等をしようとするときは、 あらかじめ議長の許可を得なければならない。
- (8)その他会場の秩序を乱し又は審議の妨害となるような行為をしないこと。
- 第7条(傍聴人の退場) 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、それ に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。
- 2 第2条ただし書きの規定により、審議会の会議を非公開としたときは、議長は傍聴人を退場させるものとする。

ここで、補足説明をいたします。まず、1ページの第2条の非公開とできる場合でございますけども、第1号の会議において取り扱う情報が広島市公文書公開条例第6条各号に該当するときというのがございます。広島市公文書公開条例第6条でございますが、この資料の5の3ページ目に付けております。これが広島市公文書公開条例第6条でございまして、この規定は個人のプライバシーに関するもの等でございます。

なお、本審議会におきまして、審議する案件につきましては、これらを取り扱うものは ほとんどないものと考えております。

次に、1ページに戻りまして、第2条の非公開とすることができる場合の第2号でございます。会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときでございます。具体的に想定されるケースを今回申し合わせ事項としておきたいと思います。

ここで資料6をお出しください。資料6の方に「広島市都市計画審議会の公開に関する 取扱要領第2条第2号に係る申し合わせ事項」でございます。

広島市都市計画審議会の公開に関する取扱要領第2条第2号に規定する「会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき」は

次のとおりとするということで、内容としましては、まず審議会がいったん開催された場合を想定しまして(1)の「審議会を開催したが傍聴人等が遵守事項を守らず、騒ぎ立てる等の妨害をし、退場させる等の処置をしたにもかかわらず、それに従わないなど審議会が再開できず、次回以降の審議会に持ち越して審議を行う場合」でございます。次に審議会当日の想定が(2)の「審議会の開催に当たって、利害関係者等が審議会会場入り口で委員の入室を妨害するなど、何らかの事情で審議会が開催できず、次回以降の審議会に持ち越して審議を行う場合」でございます。最後に審議会開催日以前の想定でございまして、(3)の「審議会の開催前に、委員に対して利害関係者等から働きかけがあり、委員の発言に影響を与えるおそれがあるなどの申し出が委員からあった場合」でございます。以上が、会議の非公開に関する申し合わせ事項ということで提出している議案でございます。

以上で、第2号議案のご説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がございました件につきまして、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

ございませんでしょうか。

## 委員全員 異議なし

会長 特に意見がないようでございますので、第2号議案につきましては、原案どおり 決めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、広島市都市計画審議会運営要綱、ただ今制定されましたので、本日の議事録の署名は、大下委員さんと、下向井委員さんにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

また、本日は、委員の代理の方が出席されておりますが、広島市都市計画審議会運営要綱第4条の代理出席に関する規定に基づきまして、欠席委員の代理の方は委員席におかけいただきたいと思います。

事務局(都市計画次長) ここで、代理出席者の方をご紹介いたします。

中国地方建設局長の代理といたしまして、長谷部企画部長さんがご出席になっております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

なお、ここで傍聴の取扱につきまして、若干説明させていただきます。

本日は、傍聴者はございませんが、次回からは、審議会開催を事前公表いたすこととしております。具体的には審議会委員の方々へ開催通知をさせていただいたのち、報道機関

への情報提供及びインターネットによる本市ホームページへの掲載を考えております。また、会場は今後とも、この議会棟の全員協議会室、これを予定いたしておりまして、スペースの都合等から一般傍聴者の人数制限として大体20人程度ということで考えております。これが多数の場合におきましては、原則、先着順で決定するというふうに考えております。また、報道関係者の席は事務局横の窓際を考えております。さらにビデオカメラ等による撮影の要望がありました場合には、審議にかかる前に少しお時間をいただきまして、頭取りのみを認めるということで考えております。以上でございます。

会長 それでは、引き続きまして、第3号議案から第6号議案につきまして、お諮りしたいと思います。この第3号から第6号議案につきましては、西風新都石内学研地区に係るものでございまして、それぞれ相互に関連する案件でございますため、一括して審議をいただきたいというふうに思います。審議に入る前に本審議会の審議事項、都市計画決定権限、都市計画決定の流れ等に関するものも合わせまして、事務局から説明をしていただきたいと存じます。

事務局(都市計画課長) それでは、少し時間を取りますけども、説明に入らせていただきます。第3号議案に入ります前に、今回が最初の法定審議会ということでございますので、本審議会の審議事項、本市の都市計画決定権限、及び都市計画決定の流れにつきまして、ご説明させていただきたいと思います。

まず、審議会でご審議いただく事項についてでございますが、お手元の資料の7をお開 きください。

本審議会でご審議いただく事項は、まず1番目としまして、「都市計画法によりその権限に属させられた事項の調査審議」でございます。これは、本市が都市計画を決定しようとする案件でございます。

次に2番目としまして、「市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議」でございます。これは、本日の最後のその他案件であります「広島市の都市計画に関する基本的な方針」などがこれに該当するものでございます。

次に3番目としまして、「都市計画に関する事項について関係行政機関への建議」でございます。建議とは、審議会におきまして自発的・自主的に調査、審議した事項につきまして、行政機関等に対して意見や希望を申し出ることでございます。

最後としまして、「他の法令によりその権限に属させられた事項」でございます。一例 といたしまして、建築確認の事務をつかさどる建築主事を置く市町村長が、都市計画区域 で防火地域及び準防火地域以外でも不燃材料で屋根を造らなければならないような地域を指定する場合に、本都市計画審議会にその意見を聞くものでございます。建築基準法により規定されている事項でございます。

以上4項目が、本都市計画審議会でご審議いただく内容でございます。

次に、本市の都市計画決定権限についてご紹介させていただきます。お手元の資料8を お出しください。

左側の都市計画の種類に対しまして、右側の2列、今年4月1日に施行されました権限 委譲をされたものを示しておりまして、政令市決定と県決定を分類しております。参考と しまして、中央に従前、これまでの分類を示しております。また、この度、県知事から委 譲されたものにつきましては、右欄の黒丸でお示ししているとおりでございまして、この ことによりまして、都市計画決定権限の大部分が本市に移譲されたものでございます。

次に、都市計画の決定の手続について簡単にご説明いたします。

資料9をお出しください。横の表記になっております。本市が都市計画を定める場合には、まず説明会等による住民の意見を反映させた都市計画の原案を作成しまして、広島県あるいは建設省へ事前協議を行った上で、都市計画の案として、2週間公衆の縦覧に供します。その際、関係住民及び利害関係人は意見書を提出することができますが、この意見書が提出された場合には、意見の要旨としてまとめたものを本審議会へ提出し、審議会における判断の参考資料として議案と合わせまして審議いただきます。

このように、都市計画の案は、本審議会で審議していただいたのち、案件によっては、 建設大臣の同意を得て、また、それ以外の案件につきましては、広島県知事の同意を得て 都市計画決定するものでございます。

なお、下段の方に表記がございます環境アセスメントが必要な案件につきましては、環境の保全に十分に配慮して行われるよう、かなり早い段階から都市計画の原案の概要を示し、調査の方法書の公告及び縦覧を行い、調査を行った後、都市計画決定の手続きと同時に意見を聴くための準備書の公告・縦覧、説明会等を行い、「環境影響評価書」として作成したものを、本審議会にお諮りいたします。

次に、広島県が都市計画を定める場合についてご説明いたします。

次のページでございます。広島県が定める都市計画の場合には、広島県都市計画審議会の議を経て決定されることになりますので、この案件につきましては、本審議会では、都市計画決定案件として審議することはございません。

しかしながら、広島市域の案件につきましては、都市計画法第18条第1項の規定によりまして、広島県から本市に意見照会がございます。

当該規定は、広島県が定める都市計画であっても、都市計画は都市のあり方を決定する 重要な行政であることから、その策定にあたっては基礎的な行政単位である市町村の立場 が十分に尊重されなければならないという観点に基づきまして設けられた規定で、その意 見回答にあたりまして、本審議会にお諮りし、広島県に回答するものでございます。

このように、県決定の案件につきましては、県の都市計画審議会の議を経て、また案件によっては建設大臣の同意を得て都市計画決定がされるものでございます。なお、環境アセスメントが必要な場合には、先程ご説明しました広島市決定の場合と同様でございます。

それでは、本審議会にかけております第3号議案から第6号議案につきまして、続きまして一括してご説明いたします。前面のスクリーンをご覧ください。

これらの議案は、「西風新都石内学研地区」に関する案件でございます。

この図面は、本地区の位置図で、赤く囲んだ区域でございます。

本地区は、広島市の都心から北西に約7km、山陽自動車道「五日市インターチェンジ」の南西約2kmの距離にありまして、都市計画道路五日市石内線、いわゆる石内バイパスに 隣接する地区で、広島県運転免許センターが立地している地区でございます。

この図面は、本地区の地形図でございます。

向かって右上が北となっております。

これからご説明いたします第3号議案「市街化区域及び市街化調整区域の変更」並びに 第4号議案「用途地域の変更の対象」につきましては、図の赤で囲んだ区域、第5号議案 「防火地域及び準防火地域の変更」につきましては、図の赤く囲んだ区域でございます。 また、第6号議案「西風新都石内学研地区地区計画の変更」につきましては、図の赤く囲んだ区域でございます。

それでは、第3号議案から順にご説明いたします。

まず、第3号議案は、市街化区域及び市街化調整区域の変更についてでございます。

本件は広島県決定に係る案件で、都市計画法第18条第1項に基づきまして、県から市 に意見を求められたため、それに対し回答するものでございます。

まず、「市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画」、いわゆる「区域区分」について、ご説明いたします。

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域

を既に市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化する区域であります「市街化区域」と市街化を抑制する区域であります「市街化調整区域」に区分して定めるものとしております。次に、この区域区分に合わせまして、それぞれの区域の整備・開発又は保全の方針を定めるものとされております。

整備・開発又は保全の方針では、都市圏全体の将来、目標とする市街地内の人口であります「人口フレーム」であるとか、産業の見通し、市街地の現況及び動向などを勘案しまして、これに相当する面積を「市街化区域」として設定することとなっております。

なお、「区域区分」は、おおむね5年ごとの基礎調査の結果を踏まえまして、必要に応じて見直しを行うこととなっておりますが、その見直し時におきまして、「人口フレーム」の一部を市街化区域とせず保留した場合、この「保留された人口フレーム」の範囲内で、今回の石内学研地区のように、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった市街化調整区域内の土地を、必要な調整を行った上で、随時、市街化区域に編入することができることとなっております。

本市は、大竹市から呉市までの4市5町で構成される広島圏都市計画区域に含まれておりますが、この広島都市圏につきましては、平成7年に行いました第3回都市計画総合見直しにおきまして、平成12年を目標とした「保留人口フレーム」この人口が92,285人になっておりますが、それを設定しており、計画的市街地整備が明らかになった地区について、「保留人口フレーム」を一部解除し、市街化区域編入を行おうとするものでございます。

今回、広島都市圏で市街化区域に編入する地区は、本議案の「石内学研地区」と廿日市市の七尾地区、呉市の宮ヶ迫地区の合計3地区でございます。

次に、「石内学研地区」の事業概要等をご説明いたします。

本市の「石内学研地区」は、市北西部の沼田石内地区 4,570ha を代表としました複合都市である西風新都の建設実施計画の中で、公的研修施設と住宅等を適切に配置した複合市街地の形成を図る地区として位置づけられておりまして、平成 7 年 1 2 月に開発許可を受け、宅地造成が行われ、昨年平成 1 1 年 3 月に全域の造成が完了しております。

この図面は土地利用計画図でございます。向かって右上が北となっており、赤く囲んだ 区域が市街化編入を行う区域でございます。

土地利用計画でございますけども、黄色で示した部分は、戸建住宅を主体とする区域、 オレンジ色で示した部分は、商業業務施設や集合住宅等を立地する区域、ピンク色で示し た部分は、商業施設を立地する区域、紫色で示した区域は、免許センター等の公的研修施設を配置する区域となっております。開発面積は約110ha、計画戸数が628戸、計画人口は2,002人でございます。

このように、土地造成が完了し市街地整備の見通しがたった石内学研地区を市街化区域 に編入することとし、合わせて「広島圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域の整備・ 開発又は保全の方針」、お手元の資料の方の後ろに関連資料として付けておりますが、こ の方針における人口と面積の変更を行うものでございます。

この表は、平成12年を目標とした人口の新旧対照表でございます。

今回の変更によりまして、広島市分の 2,002 人と合わせ、廿日市市の七尾地区分の 2,468 人、呉市の宮ヶ迫地区分の 1,200 人、都市圏全体で合計 5,670 人の保留人口フレームを解除し、市街化区域内に入れるということで人口を 1,518,385 人、保留する人口フレームを 92,285 人から 86,615 人に変更するものでございます。

次に、この表は、面積の新旧対照表でございます。

市街化区域の面積が広島市分 103ha、廿日市市分 38ha、呉市分 14ha、合計 154ha 増えることとなり、合わせまして 23,560ha から 23,714ha に市街化区域がなると変更でございます。

なお、これらの人口及び面積につきましては、議案書の第3号議案関連資料の「整備・開発又は保全の方針」の4ページから5ページ、また最後に「新旧対照表」の1ページから2ページに記載しております。この第3号議案につきましては、先程来申し上げておりますように、県決定の案件でございまして、県からの意見照会でありますので、広島市としましては「異議なし」として回答する考えでございます。

続きまして、第4号議案の用途地域の変更についてご説明いたします。

本件は、広島市決定に係る案件でございます。

先程ご説明いたしました新たに市街化区域に編入する地区につきまして、開発事業に基づく土地利用計画と既に策定されております地区計画を勘案した上で、用途地域、容積率、建ペい率を指定することとしております。

この図面は計画図でございます。

緑色で示しております地区は、戸建住宅を主体とし、閑静で落ち着きのある低層住宅地を形成する地区とするため、用途地域で申し上げますと第一種低層住居専用地域で、容積率を100%、建ペい率を50%としております。

この地域の現況写真でございます。

次に、青色で示しております地区は、住居と合わせまして、地区内の生活利便施設を誘導する地区とするため、第二種低層住居専用地域で、容積率を100%、建ペい率を50% としております。

この地域の現況写真でございますが、まだ立地はしておりません。

次に、オレンジ色で示しております地区は、第二種住居地域としております。この内、 図の赤で囲んだ区域は、地区内住民の利便向上のための店舗であるとか業務施設、集合住 宅等を誘導するため、容積率を200%、建ペい率を60%としております。

この地域の現況写真でございます。

次に、図の青で囲んだ地域は、福祉施設、石内福祉センターがございますが、これを中心としたコミュニティゾーンを形成し、都市計画道路五日市石内線と、同じく都市計画道路石内西線の交差部に位置し、将来的に土地の有効利用を促進する必要があることとされていることから、容積率を300%、建ペい率を60%としております。なお、この容積率300%は、第6号議案の地区計画で定める条件、具体的に申し上げますと敷地面積が300㎡以上のものに合致する場合に適用できるものでございまして、この条件に合わない場合は200%となります。

この地域の現況写真で石内福祉センターでございます。

次に、オレンジ色で示しております地区は、都市計画道路五日市石内線沿いにありまして、中高層住宅と自動車修理工場等の沿道サービス施設との複合を図りつつ、特に土地の高度利用を図ることとされていることから、準住居地域で、容積率を300%、建ペい率を60%としております。

この地域の現況写真でございます。

次に、ピンク色で示しております地区は、免許センター利用者などの利便性を確保する ための商業施設を予定していることから、近隣商業地域で、容積率を300%、建ペい率 を80%としております。

この地域の現況写真でございます。

最後に、紫色で示しております地区は、免許センター等、公的研修施設とその関連業務施設が立地することから準工業地域としておりまして、容積率を200%、建ペい率を60%としております。

免許センターこの地域の現況写真でございます。

以上、第4号議案の用途地域の変更につきましては、議案書8ページに計画書を、9ページに新旧対照表を記載しております。

続きまして、第5号議案の防火地域及び準防火地域の変更について、ご説明いたします。 本件は、広島市決定に係る案件でございます。

先程、ご説明いたしました用途地域を指定することに伴い、新たに指定するもので、低層住宅地に隣接します商業施設を集積する地区において準防火地域の指定を行い、市街地の不燃化を促進するものでございます。

この図面が計画図でございます。

図で赤く囲んでおりますのが今回、新たに近隣商業地域を指定し、準防火地域を指定する地区で、区域面積は、約1.7haでございます。

この変更に伴いまして、全市域の防火・準防火地域の面積は、防火地域は変更ございませんが、約512.5ha、準防火地域は、この1.7haが増加しまして約2,554.8haとなります。

以上、第5号議案の防火地域及び準防火地域の変更につきましては、議案書13ページ に計画書を、14ページに新旧対照表を記載しております。

続きまして、第6号議案の地区計画の変更について、ご説明いたします。

まず地区計画という制度についてのご説明です。

地区計画は、住民生活に身近な空間でございます地区のレベルにおきまして、地域のまちづくりの要請にこたえ、それぞれの地区の特性に応じた良好な市街地環境の形成を目的に、用途地域に基づく建築基準法などの法規制に付加する形で詳細な制限を定めるものでございます。

地区計画は、地区計画の目標や土地利用の方針等まちづくりの構想を示します、地区における「区域の整備、開発及び保全の方針」と、その方針に従って具体的な制限を定める「地区整備計画」この2つで構成されております。

「地区整備計画」では、主として街区内の居住者などの用に供する道路、公園などの「地区施設」、それから建築物の用途制限などの「建築物等に関する事項」、それから林帯、法面等を維持、保全し、良好な居住環境を確保するための「土地利用の制限に関する事項」を必要に応じて定めることができることとなっております。

この地区計画につきましては、本市では、これまで、都心部や、今回の案件のように新 規開発団地などで合わせて36の地区において定めております。

それでは、第6号議案の西風新都石内学研地区地区計画の変更について、ご説明いたし

ます。

本件は、広島市決定に係る案件でございます。

本地区計画は、先程ご説明いたしました石内学研地区において、既に定められているもので、今回変更するものでございます。

この図面は計画図でございます。

図面の赤で囲っておりますのが地区計画の区域で面積は、103.9ha でございます。

本地区は、宅地造成工事が部分完了した一部の地区におきまして、建築が始まることとなったため、平成10年2月19日に、開発区域全体に地区計画を決定し、部分完了した地区について地区整備計画を定めておりました。

その後、本地区全体の宅地造成工事の見通しがつき、完了後の一般建築活動が始まることとなったため、平成11年2月18日に、地区計画区域全体に地区整備計画を定める変更をしております。

今回は、先程ご説明しました用途地域に合わせました地区整備計画とするものでございます。この地区整備計画の概要をご説明いたします。

本地区は、地区計画区域内を緑色の「低層専用住宅地区」、それから水色の「低層複合地区」、それからベージュの「業務地区」、それからピンクの「近隣商業地区」、それからオレンジ色の「沿道サービス地区」、それから黄色の「複合地区」、それから紫色の「研修地区」の7つに区分しております。

「建築物の用途の制限」でございますが、緑色の「低層専用住宅地区」につきましては、第一種低層住居専用地域の用途制限がかかっておりますが、その制限に付加する形で幼稚園、診療所など、閑静で落ち着きのある低層住宅地となる施設のみ立地できる地区としております。

それから水色の「低層複合地区」につきましては、第二種低層住居専用地域の用途制限に付加する形で「低層専用住宅地区」における施設に加えまして、小規模な日常サービス施設のみ立地できる地区としております。

ベージュ色の「業務地区」につきましては、第二種住居地域の用途制限に付加する形で商業・業務施設などを立地しつつ、良好な住環境を形成するため、ホテル等を禁止しております。

ピンク色の「近隣商業地区」につきましては、近隣商業地域の用途制限に付加する形で 広域的な公共施設の利用者等の利便性を確保し、商業施設を主体とした賑わいのある市街 地を形成をするため、住宅等を禁止しております。

それからオレンジ色の「沿道サービス地区」につきましては、準住居地域の用途制限に付加する形で、幹線道路沿道にありますので、商業・業務機能とこれらと複合した居住機能の立地を図る地区として、工場等を禁止しております。

それから黄色の「複合地区」につきましては、第二種住居地域の用途制限に付加する形で福祉施設を中心としてコミュニティゾーンの形成を図る地区としております。

それから紫色の「研修地区」につきましては、準工業地域の用途制限に付加する形で公的研修施設と、その関連業務施設を主体とした市街地を形成するため、大規模店舗等を禁止しております。

その他の制限として、各地区毎に、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、法面における2次開発の防止を目的としました土地利用の制限を行っております。

本案件の変更内容は、市街化区域に編入することに伴い、開発区域から市街化調整区域として引き続き制限を受ける周辺残地森林等の区域約 6.2ha、先程の開発全体が 110.1ha ございますけども、それから 6.2ha を削除しまして、103.9ha を地区計画で定めるわけでございますが、この用途地域を合わせて用途地域を指定することに伴い、用途地域による 建ペい率を新たに定めることとなったため、地区計画上の重複する制限内容を削除するという変更内容でございます。

また、合わせて住居表示が実施されましたことに伴いまして、位置の表示の変更をして おります。

第6号議案の地区計画の変更につきましては、議案書18ページから23ページに計画書を、24ページから29ページに新旧対照表を記載しております。

長いご説明でございましたが、以上で第3号議案から第6号議案の説明を終わらせていただきます。

なお、これらの案件につきましては、今年4月17日から5月1日までの2週間、縦覧を行いましたが、縦覧者は3名で、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会長 ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。はい、どうぞ。

委員 私は前の都市計画審議会の委員だったわけです。それで前の審議会のときに決定

できた南道路の件なんですが、決定を審議会でやっとるわけですが、それに関して県知事さんなり市長さんなりが、いろいろと「ああがええ、こうがええ」というようなことを言われる、新聞へ公開されるわけですよね。都市計画審議会で前の審議会で決定したものを、ああやって全然審議会は決定しとるのに諮らんと、ああやって新聞やなんかへ出して、「こうがええ、ああがええ」とやられるのが、私はようわからんのですが。どうなっとるもんじゃろうかいうような気がするんですがね。その点をお尋ねしてみたいんですが。以上です。

会長 事務局どうぞ。説明いただけますか。

事務局(都市計画局次長) ちょっとお答えします。確かに今、おっしゃられた南道路の現計画については、しかるべき時期に当然、都市計画決定の手続きを、法に基づく手続きに基づいて法定計画として現にあるものでございます。今、おっしゃられるような現に生きている法定計画について、それを無視するといいますか、形でいろいろご議論が成されるということについては、当然のことながら、つまり都市計画というのが高度に政策的な意味づけを持って、いったん決定されたものが、のちの事情によって変更するということは有り得ることでございますけれども、もしそうしようとすれば当然のことながら変更の手続きを経ないことにはですね、新たな意味ある計画とはならないわけですから、当然、もしそういうことが政策として、どうしても必要ということになれば、やはり改めて変更の手続きをもって行わなければ、拘束力のある計画とはならないと。こういうことでございます。

委員 ですから、ああやって新聞やなんぞに公表する前に、一度ぐらいは審議会へ、「こうこうように話があるんだが」というのがあって然るべきじゃないかという気がするんですが、その点はどうなんですかね。

それと例えば、ああやって潜函方式で地下にやるのは900億とか何ぼか金が高いから橋にする。ここで工期が短いというようなことを新聞で言われるんですよね。そうした場合に潜函方式なら工場で作って持ってくるんだから、工期は早ようやろう思やあなんぼでもできる思うんですよね。今までに決定してから、どれぐらい時間がかかっておるかいうことですよ。それを議論ばっかりしとってから時間が長ごうかかるばっかしというようなことを言う場合と、それから橋にした場合は、200億なんぼで安うなるが、その場合に飛行場が短くなるんで、沖出しもし、方向も多少変え、いうようなことをしたら、どれぐらいの金がかかるかいうことですよね。もちろん潜函にする方がよっぽど安うつくんじゃ

ないかいう気がするんですがね、素人考えとして。沖出しをして、滑走路の変更をして、 そうした場合は何ぼうかかる。ほいじゃが、この橋の方がまだ安いとかいうようなことは 既に出とる思うんですよね。そういうことは、どういうふうになっとるんですかね。

会長はい、事務局。

事務局(都市計画局次長) 本日、この審議会でお諮りさせていただいていることは別の内容でございますけど、今おっしゃられるようにご心配の案件につきまして、今後、具体にこうしたい、ああしたいという、然るべきセクションからの政策決定、方針決定等に基づいて、もし既定計画を変更しなければならないということになれば、当然手順を追って、こういった審議会にも諮られることでございますので、そういうことでできれば、ご容赦願いたいと。

委員 あのですね、第1回の審議会であるから、こういうふうに決定したものは、どういうふうな手続きで、変更するのは、どういうふうにせにゃあいけんとかいうことが聞きたいわけですよ。初めての審議会ですからね。それを前の審議会の分だから言うんじゃないんですよ。新しい審議会で決定したものに対しても、どういうものを、どういうふうに変更する場合には、どうするのが筋であるというのは、私はよくわからんから説明してもらいたいいうことなんですよ。

事務局(都市計画局長) 会長。

会長はい。

事務局(都市計画局長) 私の方からご答弁を申し上げます。都市計画というのは一度定められますと、法律で決定されるわけですので、それが変更が必要な場合には、市町村が原案を作り、あるいは知事が原案を作りながら縦覧という形で行って、その後に、都計審での審議を経て決まってくるというふうな形になります。今のご指摘の問題につきましては、現在決定されておるというのが、実は都計審が変わろうが、その状況っていうのは法律的に決定された事項ですので、今変えるという話を、この都計審として、するとか、しないとか、あるいは知事とか市長が変えるっていうことを前提に整理をしているものではないというふうに考えております。もし仮に経済状況の変化、あるいは変更した方が単に安いとか、そういうことではなくて、都市計画上、理由があるということになれば、改めて関係の部局で原案を作って、そののちに住民の方に縦覧、あるいは大きな案件ですと事前に都計審の方にも何回もご説明をして、そういうふうなことでいいっていう話になれば手続きに入れるというふうに考えてください。これは大きな事案につきましては、今日非

常に長くご説明いたしましたけども、大きな事案については、なるべくまたこの審議会に お諮りして何回かにかけて、ご意見もいただきながら整理をしていくというふうな形にし たいと思っています。以上です。

会長 よろしゅうございますでしょうか。

外に何か、ございませんでしょうか。

委員 ちょっといいですか。

会長 はい。

委員 ちょっと今の石内学研地区のことについてお聞きしたいんですけれども、あまり 土地柄をよくは知らないんですけども、ちょうど 1 年前、土石流関係でこの下の地域とい うのは非常に被害があったんですけども、その後、この地域の災害の方の調べといいます か調査、あるいは前にやられたときに、この地域、そういう災害というものはないという 結論かどうかということをお聞きしたいんですけども。

事務局(都市計画課長) 土砂災害、昨年非常に被害がひどかったわけですけども、今回挙げております石内学研地区につきまして先日、市の方が各区に配布しました土砂災害の危険区域のマップと参照しまして、あれは県の方が危険区域というような表示を想定で出しているものでございますけども、それでやりますと土砂災害の危険区域として想定されている所が一部、開発区域の非常に部分ですが一部かかるところがございますが、そこの区域はエリアは、ちょうど池とか法面等で宅地の所はございませんでした。全体のエリアの中では外にかかるところがございませんので、防災上の、今マップとの照らし合わせで見ますと、そういう区域は今のところないというふうに思っております。

委員 市としては独自には調査はされていないということですね。

事務局(都市計画課長) 基本的に区域の中での災害予防というのは、立地条件等、その安全性、構造物の安全性等の観点での、その宅地開発を許可する段階はチェックしておりますが、区域外については、そこまでは指導の範囲ではやっとります。独自に今回の都市計画案件を挙げるということで調査してませんが、先程、防災の土砂の危険区域との照合いうのはチェックいたしました。

会長 よろしゅうございますか。

外にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員 都市緑化のことなんですけど、ちょっと細かいことになるかもわかりませんけど、 建ペい率とか容積とか、いろいろ地区で定められているんですが、緑化についてはマクロ な率とか、そういうふうなの、ここへあるんですけど、具体的には今後の話になるかもわかりませんけど、緑化率とか、あるいは誘導基準とか、そういうものが今後できていくのかどうか、あるいは何か具体的な施策が将来的にある、あるいは大きな意味では緑化率っていうのは非常に分かりにくいもんですから、公示されましても、例えば事例でハノーバーとかどっかの町と同じぐらいだとか、そんな大きな基準の中で、どのように、これは全国的な問題かも分かりませんけど、施策的に、ここでは生け垣とか、そういう細かい点では塀とか規制がありますけど、地区によっては公共建築とか商業とか、準工業とか、もう少し広島市としては一回やってみようとかいう、今回の議案ではないかも分かりませんが、将来に向かって、そういう緑化環境とかいう面で、少しそういうものがあればお聞きしたいんですけど。

## 会長はい。

事務局(都市計画課長) 今回の案件につきましては、地区計画の中で、垣・柵等の制限で生け垣をするという一番上にあります。それから開放性のある垣・柵ということでフェンス・ブロック類につきましても高さ制限等を行っております。ただ今、委員の方からのご質問でありました市全体としての緑化の基準、例えば地域別の基準なんかをどう考えているかということだと思いますけども、実は平成9年から、これまでにかけまして市の方で「緑の基本計画」というのを、今現在策定しておるところでございます。できましたら今年度中に策定したいということで取り組んでおりまして、これにつまきしては、将来の市全体の緑化率といいますか、緑地の保全の面積であるとか、それから一人あたりの公園の面積であるとか、そういったものを目標値として出してまして、それで取り組むこととしております。また具体的な施策の中で例えば都心の市街地、特に商業業務施設が立地するような敷地であれば、建築で言えば総合設計制度を使いまして、公開空地等を確保するところで、その公開空地の中で何%ぐらいは緑化にすべきじゃないかというような指導も、その中でできるのかどうか、そこらへんの具体的な施策を今、現在、検討している最中でございまして、こういう新たな団地につきましては、今のところ、生け垣ということで、緑ということで、率までは今のところは考えておりません。

委員 希望としましては、新たな団地であるからこそ、できれば何か、やっていただけるような方法もやってもらい、既存の地域もそれに見習っていくんじゃないかなという希望なんです。よろしくお願いします。

会長 ただ今の3号から6号議案について、外にございませんでしょうか。

ないようでございますので、第3号議案につきましては、事務局案のとおり県へ回答するということにさせていただき、本審議会として特に異議はないということでございます。 第4号から第6号議案につきましては、原案どおり都市計画とすることを適当と認めるということで答申するということでよろしゅうございますでしょうか。

#### 全委員 異議なし

会長 異議なしということでございますので、原案どおり決定いたします。

続きまして、その他の案件といたしまして、「広島市の都市計画に関する基本的な方針 の策定について」担当課の方から説明をお願いいたします。

事務局(都市政策課調整担当課長) 都市政策課の調整担当課長でございます。

それでは、その他の案件「広島市の都市計画に関する基本的な方針の策定について」ご 説明いたします。お手元の青いファイルをご覧ください。

本件につきましては、昨年度の広島市都市計画審議会で3回にわたって概要などについてご説明してきたところでございますが、今回が第1回の広島市都市計画審議会でございますので、改めて現在、検討中の案の概要などについて、資料1と資料2に基づいてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

目的、経緯と現状、今後の進め方について整理しております。

1 目的でございます。

「広島市の都市計画に関する基本的な方針」は、広島市基本構想などに即して、都市計画の視点から、新たな時代を切り拓く都市づくりのための将来ビジョンや都市計画の基本的な方針を明確にし、諸施策を総合的に展開していくため、都市計画法に基づき策定するものでございます。なお、「広島市の都市計画に関する基本的な方針」は、名称、用語として長いため「基本的な方針」と略してご説明いたします。

2 経緯と現状でございます。

経緯につきましては、これまで、「基本的な方針」の素案を検討するにあたっては、 広島市基本構想や第4次広島市基本計画の改定に伴い実施した、市民まちづくりアン ケート調査や各区のまちづくり懇談会の結果などから都市計画に関する市民意見など の把握を行ってきました。また、庁内の関係部局と協議を行い、第4次広島市基本計 画との整合を図りながら、本年2月に素案を作成・公表し、市民意見の募集を行った ところでございます。この意見の募集結果については、別紙のとおりでございます。 現状でございますが、意見募集の結果、個々具体の意見の外、「全体にわかりづらい」とか、「広島の将来の姿が見えづらい」などの意見がありました。このため、個々具体の意見につまきしては、できるだけ反映に努めるとともに、よりわかりやすく広島らしさを出せるよう検討を行っております。

次に今後の策定の進め方でございますが、次の都市計画審議会で再度検討案について説明をし、質疑をしていただき、12月の都市計画審議会で諮問し、答申を受けたのちに、来年1月には、策定・公表したいと考えております。

次に現在検討中の案の概要につきまして、資料2の概要版によりご説明いたします。 なお、この案の検討にあたりましては、抽象的な言葉や表現をできるだけ避け、わかりやすい表現にしたこと、広島らしさを出せるよう工夫したこと、事業などの進捗 状況を踏まえた時点修正を行ったことなど、数十箇所について、内容の充実を図って まいりました。その主な修正個所については、概要の説明に合わせてご紹介していき ます。

資料2の二枚目の目次をお開きください。

この「基本的な方針」は4つの章で構成しております。このうち、大きくは、第2章の広島市全域を対象とした「全体構想」と第3章の区ごとの方針を示す「区の構想」から構成されております。また、全体構想につきましては、将来像と基本姿勢、土地利用の方針、都市施設の整備方針、自然環境の保全の方針など8つの項目に分けて方針を示しております。

それでは1ページ目をお開きください。

第1章の「はじめに」でございます。

策定の目的につきましては、先程ご説明しましたので省略させていただきます。 次に役割と位置づけでございます。(1)の役割につきましては、二つ整理しております。

一つは、広島市の将来像である「国際平和文化都市」を実現していくため、都市計画の視点から、都市づくりを進める上での総合的な指針となるもの。

それから二つ目は、地域特性を生かし、市民と一体となったまちづくりを進めていくための指針となるものと考えております。

次に位置づけにつきましては、図面にございますように、「広島市基本構想」と、 また都市圏レベルのマスタープランでございます「広島都市圏都市計画 市街化区域

及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に即することとしております。

目標年次につきましては、第4次広島市基本計画と同様、平成22年。策定の対象 地域は、広島市全域としております。

2ページ目をご覧ください。第2章 将来像と基本姿勢でございます。

将来像と基本姿勢につきましては、市民から、「わかりやすく、また、広島らしさがみられるような都市づくりの姿を描くべきである」との意見がございましたので、 広島市基本構想の都市像を基に、

豊かで美しい水と緑を生かした都市づくり、

あたらしい時代を切り拓く活力ある都市づくり

平和記念都市として、その象徴となる都市づくり

の三つの観点から、内容について現在検討しているところでございます。

3ページ目をお開きください。

ここでは、都市整備の将来像を都市的観点及び自然的な観点から、「多心型都市づくりの推進方向図」、それから、4ページにございます「水と緑の構造図」という二つの図で示しております。

続いて5ページをお開きください。

2 土地利用の方針でございます。

土地利用につきましては、三つの方針を基本にしまして、質の高い土地利用を総合的かつ計画的に進めることとしております。

- 一つは合理的な土地利用を進めること。
- 二つ目は、広域的な交流・連携の視点及び多心型都市づくりの視点に立った土地利用を進めること。

三つ目は、地域特性に応じた土地利用を進めることでございます。

土地利用の方針としましては、(1)は都市的土地利用と(2)は自然的土地利用に分けまして、都市的土地利用につきましては、住居系、商業・業務系、工業・流通系、その他に分けて方針を示しております。

それから自然的土地利用につきましては、農地や森林などの保全と活用の視点から 土地利用の方針を示しております。

このうち、5ページの始めにございます合理的な土地利用の方針の部分では、本年 5月に改正されました都市計画法を踏まえて、「新たな都市計画制度の活用」につい ても方針に盛り込んでおるところでございます。

7ページをお開きください。

7ページは見開きとなっておりますが、土地利用方針図でございます。この方針図は大まかな土地利用の区分と都心や拠点地区を示すとともに基幹的な交通施設を示しております。

8ページ目をお開きください。

都市施設の整備方針を示しております。

都市施設につきましては、二つの方針を基本に計画的な整備を進めることとしております。

一つは、環境との共生などに配慮した、適切な規模や配置による都市施設の整備。

それから二つ目は、広域的な交流・連携と多心型都市づくりを進めるための都市施設の整備であります。

都市施設は、交通施設や公園・緑地、下水道、港湾、その他の都市施設の5つの分野で整備方針を示しております。

まず、(1)の交通施設の整備方針でございますが、一つ目は、広域交通体系の整備、 それから二つ目は高速性・定時性を持つ都市内交通体系の確立。それから三つ目は交 通需要マネジメント施策の推進などにより、交通機関相互の連携強化を進め、交通の 円滑化を図ることとしております。

次にアの公共交通機関、それからイの道路、ウの駐車場・駐輪場につきまして、各施設ごとに方針を示しております。(2)は公園・緑地などの整備方針を示しております。

意見募集の結果では、この都市施設に係る意見が最も多くありましたが、そのうち、 素案に具体的な記述のなかったJR可部線の電化延伸や住民参加の公園づくりなどに ついては、第4次広島市基本計画との整合を図るため、方針に位置づけるよう検討し ております。

続いて9ページをお開きください。

(3)は下水道及び河川の整備方針を示しております。(4)は港湾の整備方針、(5)は、その他の都市施設の整備方針といたしまして上水道、ごみ焼却場など以下に示しておりますようなさまざまな都市施設について整備方針を示しております。

次に10ページをご覧ください。

中段の4自然環境の保全の方針でございます。

環境と共生する都市をめざし、豊かな自然環境の保全や回復への取り組みを強化するとともに、自然環境に配慮した取り組みを進めることとしております。

ここでは(1)の豊かな自然環境の保全と、(2)の生き物の生息環境の保全という二つの視点から方針を示しております。

5 は都市環境形成の方針でございます。

水と緑や歴史的資源を生かすとともに、自然環境に配慮したゆとりと潤いのある都市環境を形成します。また、魅力と賑わいのある都市空間をつくりだすとともに、人にやさしく快適で、健やかに暮らせる都市環境を形成します、としております。さらに、本市の水と緑を生かした総合的な都市環境の形成が必要であるとの認識から、質の高い都市環境を形成するための仕組みづくりを進めます、との方針をこの度新たに追加しております。

都市環境形成の方針は、

(1)の地域資源を生かした都市環境の形成と、

バリアフリーの観点から、(2)の人にやさしく快適な都市環境の形成、

また、(3)の環境への負荷の低減による良好な都市環境の形成の観点から方針を示しております。

次に11ページをお開きください。

6の都市景観形成の方針でございます。

国際平和文化都市にふさわしい都市環境の形成に向けて、潤いと安らぎを与え、都市の風格を高めるような美しい都市景観の形成に取り組みます。また、広島の自然環境を生かしながら、人とまちが織りなす広島らしい個性ある都市景観を形成します、としております。これらは、国際平和文化都市・広島にふさわしい都市景観の形成という観点から素案の見直しを行い修正を行ったものでございます。

- (1)は自然や歴史的資源を生かした都市景観の形成、
- (2)は、デザインに配慮した公共空間の形成、
- (3)は、民間建築物などのデザイン誘導による美しい都市景観の形成を示しております。

次に7都市防災の方針でございます。ここでは、自然災害の未然防止と被害の軽減の見地に立ちまして、適正な土地利用の規制・誘導や計画的な市街地の開発・整備を

進めるとともに、自然との共生を図りながら、災害に強いまちづくりを進めます、と しております。

都市防災は、土砂災害対策、震災対策、水害対策の三つの視点から推進の方針を示しております。

この都市防災のうち、「土砂災害対策の推進」につきましては、昨年の6.29豪 雨災害を教訓に、今後、土砂災害対策の推進が特に重要であるということから、見直 しを行ったものでございます。

次に12ページをご覧ください。

8の市街地などの整備・保全の方針でございます。

多心型都市づくりを進めつつ、安全で快適な居住環境の確保や市民が集い、活気あ ふれる都市の形成を進めていくため、地域の状況や特性に応じた市街地などの整備・ 保全を進めることとしております。

(1)は市街地などの整備・保全の方針ということで、地域全体を市街化の進展状況から、既成市街地、市街化進行地域、集落地などに分類し、それぞれの地域に応じて 適切な市街地整備などの取り組みの方針を示しております。

これらのうち、特に都心などについては、地方中枢都市広島の拠点として、よりー層の活性化が求められていることから、新たに商店街の魅力と集客力を増すための施策を検討しますとの方針を追加しております。

次に14ページをご覧ください。

第3章 区の構想でございます。ここでは、各区の特性に応じ、区ごとの都市整備 に関する基本的な方針を示すこととしております。

この区ごとの方針につきましては、今後、住民参加のまちづくりが重要であるとの 認識から、その際のまちづくり活動にも活用できるよう方針を示しております。

また、内容につきましては、都市整備の主要課題、目標、整備の方針について区ごとに示すとともに、区の整備構想図を作成することとしております。本日の概要版には記述内容の視点のみを整理して示しております。

次に16ページをお開きください。

第4章 活用と実現に向けてについてでございます。

この「基本的な方針」を今後どのように活用していくかということにつきましては、 一つは、都市計画決定・変更を行うにあたっての基本的な方針として活用します。

- 二つ目は、都市整備に関する施策展開の指針となるものでございます。
- 三つ目は、住民主体のまちづくり活動の指針として活用することを考えております。 さらに、4つ目は、市の円滑な事業などの推進に向けて、住民のまちづくりへの理 解と協力を得るために活用していきたいと考えております。

この4つ目の方針につきましては、意見募集の結果「まちづくりへの市民の理解と市民の一体となった取り組みが必要である。」とか、 「個々の事業計画について早い段階で市民に説明し、意見を聞いてほしい。」などの意見がございました。 これらの意見について反映の検討を行い、追加したものでございます。

以上が、現在、検討中の「基本的な方針」(案)の概要でございます。

なお、資料3につきましては、今後、案の作成に際して検討すべき主な項目について整理しております。また、資料4は、この「基本的な方針」(案)の本文でございます。

また、今後の取り組みにつきましては、検討項目などを中心に、さらに内容の充実を図り、修正した案を次回の本審議会でご説明したいと考えております。以上でございます。

会長 ただ今の説明につきまして、ご意見、質疑がございましたらお願いします。はい。 どうぞ。

委員 計画の内容は次回以降ということですが、ちょっとお聞きをしておきたいのは、市民からの意見が117件出とるわけでありますが、特徴的なのは安佐北の皆さんから、かなりの数が出されておるということなんですけども、内容もこれ見ますと、区ごとの都市整備の方針ということが大変多いようであります。これはどうでしたんですかね。これは、どういう方法でこの意見を求められたんだったですかね。それと今のような安佐北から大変意見が出ておるということについて、どういうふうな分析といいますか、考え方を持って整理をされておりますか。

事務局(都市政策課調整担当課長) この市民意見の募集にあたりましては、この概要を、 広報紙「市民と市政」に寄せ、この収集に努めると共に各区役所、それから公民館、出張 所等に素案を置き、意見募集期間の当初一週間は、区役所に職員を配置しまして、素案の 説明配布と合わせ、市民意見の募集を行いました。また、ホームページに概要を載せると 共に、 E メールにより意見募集も行ったところでございます。それが市民募集の方法でございます。

それから可部につきましては、今委員のご指摘のありましたような可部の電化延伸、それから河戸駅の新駅の設置、それから都市計画道路等の要望がございまして、これは特に可部につきましては、まちづくり協議会が盛んであるということで、そこを中心に意見が出されてきております。それで、これらの意見をどのように採用していくかということなんでございますが、現在約80件ほど意見を採択をしておりますけれども、主には「基本的な方針」の中で述べた個別な意見の中で、特に第4次基本計画等に記述をしてあるものなどについて、意見を採用し反映したということでございます。以上でございます。

委員 ちょっと私の聞き方が悪かったかしらん。117件のうち安佐北が44件出とるわけでしょ、意見が。それは可部だけの問題で集中したというふうな、そういう捉え方でよろしいんですか。今の説明、ちょっとよく意味がわからんのですが。

事務局(都市政策課調整担当課長) これは可部地区の件で、あと白木の件で若干ありましたけれども、殆ど可部地区から出た意見でございます。

委員 それで私が、どういうふうに分析をしとるかと言ったのは、安佐北の整備が遅れ とるというふうな、そういう市民の皆さんの捉え方だというふうにお考えになっとられる のか、皆さん方が毎日やっておられる業務の中で、そのへんをどういうふうにお考えになっておるかということをお聞きしたかったんです。

事務局(都市政策課調整担当課長) 一つは先程言いましたように可部線の電化延伸というような、ちょうど時期的にあったということと、それからもう一つは可部宇津線等の都市計画道路がやはり遅れているということ。それからもう一点は、やはり可部のまちづくり等、これまで、まちづくり協議会の活動がかなり活発である中から、まとめて意見が出てきたというように理解しているところでございます。

会長 よろしゅうございますか。外にございますか。はい、どうぞ。

委員 私から質問というよりも意見になるかもしれませんが、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。今後10月、12月と、ここで議論するということでございますので、私も今日は象徴的な点、ポイントについてだけ、お話を申し上げたいと思いますけど、ご承知のとおり都市計画法の改正案が国会に出されておるということで、それを少し見させていただきますと、非常にというか大きく都市計画行政の転換期を迎えているような気がします。それは従来型の自動車交通に依存して郊外開発を急ぐ都市化社会から都市内部の充足・充実を促進する都市型社会へというふうに表現してる人もいるわけですけれども、そのことは、これまで日本の都市計画が行ってきた、ある種の手法の180度転換

をもたらすぐらい大きな転換ではないかという感じがします。同時にそのことは、アメリカを初め、ヨーロッパでも盛んに進められてますエネルギー消費量の少ない都市社会をどう作っていくかということ。そういう観点から言いますと、私は、この委員を引き受けるということもあって少し勉強させていただいたんですけど、広島市の多心型都市づくりというのは、今後こういう都市計画思想なり手法の転換の中で妥当なんだろうかっていうような検討がいるんじゃないかっていうふうに感じております。

この多心型都市づくりについてもまだ意見があるんですけど、ちょっと時間の都合もあ ろうかと思いますので省略をさしていただきますが、多心型都市づくりっていうのは、や りようによってはエネルギー大量とは言いませんけど、多消費型の都市づくりにならない だろうかというようなことを心配しております。それが一点目ですけれども、二点目はこ の度「21世紀の国土のグランドデザイン」というのが発表されました。私もその中で「人 と自然の小委員会」の専門委員で入って、いろいろ議論なりプランの作成に参加したわけ ですけれども、その中で多自然居住地域という新しい概念が提起されております。もちろ ん具体的な中身は、まだまだ詰め切っておりませんが、今、中国山地でもう5省庁で、こ の中国山地における多自然居住地域創造をどう行うかという調査が行われております。私 もそれに参加しております。そういう観点から見てきますと、例えば先程話題に出ました 安佐北区なんかにおける多自然居住っていうものをもう少し具体的な手法を含めて推進し ていくべきではないだろうかというふうに私は考えます。この資料を拝見してますと、今 ほど課長さんに説明いただいた資料の13ページを見ていただきたいと思うんですけれど も、この中で都心居住ゾーンとリバーフロント居住ゾーンとグリーンフロント居住ゾーン、 一般の住宅、市街居住ゾーン、集落地居住ゾーンとなっておりますけど、安佐北区なんか は殆どが一般的な集落地居住ゾーンとなってて、これ中身がよく分からない。既存の農村 集落ということなのかと思うんですけども、そういう端的に言いますと、私、これを見な がら今考えた造語ですが、グリーンフロントというよりもフォレストフロント。森の中に 快適な住宅環境を作りだし、大規模開発じゃなくて分散型開発です。例えば、そういうこ とによって森林資源や農業と調和した居住地づくりというようなことも、今度の「21世 紀の国土のグランドデザイン」というような観点からいっても必要になってくるんじゃな いでしょうか。そういう都心居住なりをどうしていくかということと、その周辺の田園居 住をどう作り出していくかというあたりも、たぶん私は今度の都市計画法の改正のねらい の中にはあるんじゃないだろうか。それは具体的にどんな事業となって出てくるかよく分 かりません。そういうことで、私も今後、事務局の方にご提示したいと思いますけど、ここに資料3に示されてます検討項目についても各委員なり私からもご提案をさせていただければと思っております。質問っていうよりも意見ですので答えようがないかもしれませんが。

会長 はいどうぞ。

事務局(都市計画局長) 二点貴重なご指摘をいただきました。一つ、都市構造と環境負荷、エネルギー消費、それをどう考えるとか、いろいろ説はあると思います。一極集中型あるいは多心型、どちらが環境負荷、あるいはエネルギー消費が少なくて済むのか、これについては少し我々も勉強してみたいと思っております。ただ本当に多心型あるいは多極的な構造が環境負荷的にどうなのかというとこについては、我々ももう一度、勉強したいと思っています。それから2点目の「国土のグランドデザイン」、多自然型居住地域、これ都市の概念というよりも、もう少し外部の、そういうふうな概念なんだと思いますけども、今ご指摘でいただきましたような田園居住、あるいは郊外部の居住のあり方、居住様式、あるいは住まい方、そういうなのもひっくるめながら新しい提案ができれば、我々も非常にいいなというふうに思います。引き続き、ご指導よろしくお願いをいたします。以上です。

会長外にございますか。どうぞ。

委員 この計画は確かにええ思うです、私は。終わって道路が整備されて車が都心へ入ってきますよね。そういう場合に車の駐車の問題が出てくると思うんですが、例えば平和公園の前に、よそから観光に来て自家用車を止めた場合に駐車違反の札を張られるようなことがあるんですよね。これは私聞いたんですよ。実際に張られた人から。そうすると平和公園の方へ、よそから観光に来られた人が、どういうふうに車を止めればええんだろうかいうようなことが考えられなきゃいけんのじゃないかというような私は気がするんです。それと計画ばっかり立てて、事業を早うやるいうことが必要なんです。どういうことかと申しますと、私は市役所のとこに止めよるんですが、朝、西観音町で電車で下りて歩くんですよ、市役所のとこまで。そうすると同じ電車に、私の部屋におる人が同じ電車に乗っていかれるんですよ。そうしますと皆さん、どっちが早よう事務所へ着く思われますか。その時に私の方が、歩いた方が5分早いんですよ。西区役所から歩く方が、毎日5分早いんですね。そういうふうに広島市の交通がマヒしとるんですよ。だから、物をやるのも計画もええが、計画ばっかりでなしに、早うどんどん進めるいうことが私は必要なように思

いますと同時に、先程の駐車場、例えばそれと市内にある刑務所、あれが市内に必要なかどうか、今、都市の中に刑務所が必要なかどうか、刑務所は山の中や島なんぞへ持っていってもええんじゃないかいうような気がするんです。私のこれは思いですが。そうすればまた都市の空間ができる。これを利用するとかいうようなことも考えていかにゃあいけんのじゃないかいうような気がするんですがね。以上です。

会長 はい、どうぞ。

事務局(都市計画局長) 今回の「基本的な方針」プランの中には、要するに将来ビジョ ン、例えば今ご指摘いただきましたような都市の中にある例えば刑務所なんかの施設をど うするかっていうのは、都市の中をどういうふうに描いていくかっていうビジョンに関係 してきます。都市計画には、まさにこういうふうにビジョンを描きながら、例えば都心部 における車の交通のあり方、あるいは歩く空間のあり方みたいな、ビジョンを描く部分と、 今ご指摘のように今度はプログラムを作って、短期的にきちっとやっていくという二つが たぶん必要になるだろうと思います。今回の「基本方針」っていいますのは、どちらかと いうと都市計画に基づいて初めて出来上がったことで、これからまた我々試行錯誤してい かなくちゃいけないんですけども、取りあえずビジョンを描くっていうことを作りました ので、今度はこれを基に関係部局、必要なところで、先程調整担当課長がご説明いたしま した、このプランの使い方の中で、本当はこれに基づいて短期的な戦略をどうするのか、 あるいはプログラムどうするかというのは、これと平行して我々も関係部局に呼びかけな がら作ってもらうというようなことでやっていくんだと思ってます。貴重なご指摘を受け ましたので今後こういうふうなプランをどういうふうに実行たらしめていくのか、あるい はこれによって全体のまちづくり、あるいは市民の方々、より満足できるような形には考 えてまいりたいというふうに思っています。

会長 はい、どうぞ。

委員 すみません。先程の委員のおっしゃったこと、よく分かって私も同感なんですけど、中核都市ですから広島市が。関連する市町村とか、私も今、太田川の水域の地域の委員会に入って、いろんな活性化やってるんですけど、その人たちのその町のビジョンといいますか、それぞれの関連、当然これ見ますと相当調べられているようなんですが、その人たち、そこにいる人たちの気持ちとか、その関連市町村どうしていくんだろうとかいうこと。それから国と県の関係ですね。大きな意味では施策がいろいろあると思うんですけども、そのへんは関連しながら、これ作られてと思うんですけど、こういうさまざまな意

見を、その後、短い期間で、どのように、私も意見があるから一応いろんなものを言いたいんですけど、この場ではなくて言いたいんですけど、それは、どのように、またしていったらいいんでしょうか。また、そういうものをぜひ取り上げていただきたいと思うんですけど、あんまりしますと終始がつかなくなると思うんで難しい問題が絡むと思いますけど、どうなんでしょうか。大きな意味で捉えてもらったらいいと思うんですけど。

事務局(都市政策課調整担当課長) はい、先程、委員さんの方からもありましたように確かに、これからは都市が成長期から成熟期へ向かうということで一つはやっぱり都心をどうするかということと、それからもう一つは、市街地の周辺の集落、それから森林、農地などをどうするかという2点に今後の課題が大きく分かれてくるんじゃないかと思います。そういう意味では広島市の背後に控えております、いわゆる田舎というんですか、そういう農山村の意向というものも非常に貴重になると思いますので、そのへんも合わせて検討しながら今後の策定に取り組んでいきたいと思っております。

それからもう一点、この策定を今後どうするかという話なんですが、先程もありましたように、この策定につきましてはあくまでも「基本的な方針」で大枠の方針でございますので、今後これを個別の部門計画等を立てまして、その後、整備プログラム等を立てて、一つ一つ実現していくということになろうかと思います。以上でございます。

会長はい。

委員 一つ、確認といいますか、今最後にプロジェクトとか、個々の具体的な個別的な計画といいますか、具体的な話ということであるんですけども、まず先日これいただきました基本計画ですね。実際にこの都市の形でいきますと基本構想から基本計画、そして実施計画ですね。そして、そう考えていきまして、これの基本的な方針の方の位置づけ、一番最初1ページのところに1.2ですね、策定の目的と、それから位置づけ全部書いてあるんですけれども、1.基本的な方針をわざわざこれを作られた本当の位置づけというのが明らかになっていないんじゃないかなという気がするんですね。と言いますのは、これ実際に基本計画の方でいきますと現状と課題、それから基本方針、それから施策の展開という形でセットでずっと書いてあるんですけども、その中の基本方針と、まとめたものはこれである。基本的方針というこっちの方、そのような感じがするんですね。下手をすれば、こちらの基本計画の方が、さらに分かりやすくって要するに、かなり詳しいという項目も多々あるんです。だから、そこのところを、どういうふうな整理をされて、これからどういうふうに、それを展開されるのか。と言いますのは、これはたぶん当然「基本計画」

ですから、これが一番正規といいますか、親なんですね。だから当然これに整合性を持たなにゃいかんのは当然なんですけども、ただ読んでいきますと、今の時点でいきますと、この「基本的な方針」が文言を少し変えたりなんかして、下手しますと、ここで言いたい事柄が抜けておるというようなことも多々ある。そういうふうな感じがするんですけれども、その点はどうでしょうか。

事務局(都市計画局長) 私の方からお答え申し上げます。今回の「基本的な方針」って いうのは、特に都市計画分野、まちづくり分野に限っての「基本的な方針」を作ろうとい う体系になっております。市全体の「基本計画」、これは市全体のものでして、その中の 一部を我々として整理をした。ちょっとこの資料の2の16ページをお開きいただきたい と思うんですけれども、今回これまで都市計画やってきた場合には整備・開発、保全の方 針という、これは非常に都市圏全体の話の整備の方針はあったんですけれども、少し市町 村として、これから都市計画をやっていく、あるいはまちづくり、都市整備をやっていく 上での、やはり方針的なものを作るべき必要があるんじゃないかということが、そういう ような要請があって、今回法律で都市計画の基本的な方針を作るということになりました。 ただ、新たにそういうのを作るという形になりましたので、全体として、どういうふうに、 それがきちんと上手く使われていくのかというのは、ある程度こういうような実績を積み 重ねながら少しずつ習得していくのかというふうに思っています。 16ページに書いてあ りますように、これからいろんな都市計画を立てていきますよと。あるいは変更のところ もあります。あるいは都市整備の事業もやっていきます。あるいは住民の方がいろんなま ちづくりをしたいっていうときに、今回実はこれ全体の基本的な方針と区ごとの方針がご ざいませんけども、そういうふうなものを住民の方がそれぞれ見られて、ああ自分のとこ の区の方針は、こういうふうになっているのかと、これを踏まえながら自分らとしては、 こういうようにいろいろ考えていこうというふうなことでお使いいただくというようなこ とで、我々今回作ろうと思っています。ただ、この国のまちづくり、都市整備、都市計画、 特にここは都市計画ごとに住民の方のご意見を聞きながら、これを作りなさいというのが 法律に書いてございます。今後これを住民の方が、どういうふうに受け止めいただいて、 どういうふうに定着していくかっていう第一歩が始まったばかりなのかなというふうに思 っています。今後、我々、都計審の諸先生方のご意見、あるいは、こういうふうなものを 作られたあとも皆さんのいろんなご意見を見ながら、さらに充実していきたいなというふ うに思っています。

|委員|||今の説明の中で都市計画の箇所だけという話なんですけども、やはりまちづくり| とか都市計画とか、いろいろと考えていきますと、それだけを切り離すという考え方でき ないですね、実際には。だから、そういうところでやはり周りの、言えば環境的な話も含 めて、そういうようなことも含めた上の議論という、それはやはり都市計画であって、ま ちづくりであると。そこで確かに今言われた16ページ、最終的な16ページのことをや りたいということはよく分かっています。それはいいんですけれども、実際にここに書い てあることを見ていきますと、今言われていることを正確にこの中の、どこかにやはりき っちりうたっていただきたいと。例えばというんだから一つの議論をしていく、一つのス テップとして、これが位置づけられ、そして議論でもっと揉んで、そしてまたそれを次ま たフィードバックして市民の人たちにそれをまた聞くんだと。意見をお伺いして、そして またいいものを作っていくんだと。そして最終的に実施計画へと、それを結びつけていく というようなことを、やはりきっちり書いていただきたいという感じがするんです。そう しないと一番最初の役割と位置づけを読んだだけであったら、その「基本的な方針」「基 本計画」と書き換えられても全然問題はない、おかしくないと。わざわざ「基本的な方針」 を、これを書いたんだから、そのことをきっちりそこにやはりうたってほしいという、そ ういうふうな気がしまして言ったんですけれども。だから、わざわざ説明をする必要がな いようなことを一番最初にしっかり書いていただきたいなというということです。

事務局(都市計画局長) 会長。

会長はい。

事務局(都市計画局長) ご指摘の通りですので少し工夫をしながらやっていきたいというふうに思ってます。ただ先程、資料3をちょっとご説明いたしておりませんけども、都市計画、まちづくりという概念を当然、我々広く考えておりますので、都市計画決定するものだけというふうには考えておりません。この資料3にございますように、トータルな本市の総合的な居住空間作りと我々も考えておりますので、ここで書いてあるようなところも当然考えてまいりたいというふうに思っております。なるべく読んで分かりやすいように、さらに頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

会長だいぶ意見も出てまいりましたが、外に何かございますでしょうか。

ないようでございましたら、ただ今の「広島市の都市計画に関する基本方針の策定」というのがここで一応止めさせていただきまして、ただ次回もまた引き続いて、ご意見等をいただくという予定があるようでございますので、事務局から連絡事項等ございましたら

お願いいたします。

事務局(都市政策課調整担当課長) 本件につきましては、後日質問、ご意見等がございましたら、資料2のあとにつけておりますが、都市政策課調整担当課に8月18日(金曜日)までにご送付いただければ幸いでございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長 それでは、以上で本日の議題及びその他の案件を全て終了いたしました。

本日は、大変お忙しい中をご審議いただきまして、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

これをもちまして、審議会を閉会させていただきます。